

聖籠町告示第一号

聖籠町障害者自立支援医療費助成に関する要綱及び聖籠町日中一時支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年一月四日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町障害者自立支援医療費助成に関する要綱及び聖籠町日中一時支援事業実施要綱の一部を改正する告示

（聖籠町障害者自立支援医療費助成に関する要綱の一部改正）

第一条 聖籠町自立支援医療費助成に関する要綱（平成十九年聖籠町告示第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十四条」を「第五十二条」に改める。

（聖籠町日中一時支援事業実施要綱の一部改正）

第二条 聖籠町日中一時支援事業実施要綱（平成二十一年聖籠町告示第三十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「第二十九条第四項」を「第二十九条第三項」に改める。

附 則

（施行期日）

この告示は、告示の日から施行する。